

全建労発第 12号
平成22年4月26日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
(公印省略)

平成22年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働事務次官より平成22年6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とする標記週間への協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、同週間の活動にご協力いただきますよう周知方お願い申し上げます。

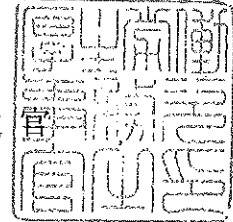
以上

厚生労働省発基安0420第3号

平成22年4月20日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働事務次



平成22年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も別添の「平成22年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを本週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

のスローガンの下に全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成22年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で83回目を迎える。

この間、痛ましい災害を二度と起こさぬよう、事業場においては、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。その努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

しかしながら、今なお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約54万人にも上っている。また、立て続けに起きた化学工場における爆発災害など一度に多くの労働者が被災する痛ましい災害は跡を絶っておらず、社会的に大きな関心を集めている。

一方、景気は着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある中で、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念される。

このような現状を看過することなく、労働者が安全・安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指し、労働災害を一層減少させていかなければならない。そのためには、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図るとともに、労使が一体となって職場の危険性又は有害性等の調査（以下、「リスクアセスメント」という。）等を実施していくことにより、機械設備、作業等による危険をなくし、安全を先取りしていくことが不可欠である。

このような観点から、平成22年度の全国安全週間は、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成22年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成22年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施

b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

(ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進

(エ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

(キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

c 機械化、自動化、新材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し

(ク) 事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

(ア) 製造業における労働災害防止対策の推進

a リスクアセスメント等の実施

b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用

c 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施

d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底

e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底

f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底

(イ) 建設業における労働災害防止対策の推進

a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施

b 専門工事業における自律的な安全管理の確立

c リスクアセスメント等の実施

d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入

e 足場先行工法及び手すり先行工法の活用並びに足場からの墜落防止措置等の充実等による墜落・転落防止対策の徹底

f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底

h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

(ウ) 第三次産業における労働災害防止対策の推進

a リスクアセスメント等の実施

b 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底

c 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底